

秋田県条件付き一般競争入札公告 (共通事項)

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

令和8年4月21日

契約担当者 秋田県知事 鈴木 健太

1 入札の方法

本業務は、入札参加資格確認申請、入札等の手続を紙入札方式により行う。

2 入札参加資格

発注概要書及び入札説明書に記載のとおりとする。

3 入札参加資格確認申請等

(1) 入札参加申請に必要な資料等の配布

秋田県公式WEBサイト「美の国あきたネット」に掲載する。

(2) 入札参加資格申請書の提出

入札説明書に記載のとおりとする。

(3) 入札参加資格の確認

入札説明書に記載のとおりとする。

(4) 入札参加の辞退

入札参加資格確認申請書等を提出した者は、当該申請書等を提出したあと落札者が決定されるまでの間において入札参加資格を失効したとき、または、入札参加を辞退するときは、開札前にあっては入札辞退届を、開札後にあってはその旨を記載した届出書を速やかに提出しなければならない。

(5) 設計図書等の閲覧

① 本業務に係る仕様書、契約書案、金額を記載しない内訳書（以下「設計図書等」という。）の閲覧は、秋田県公式WEBサイト「美の国あきたネット」に掲載する。

② 閲覧期間は発注概要書及び入札説明書に示すとおりとする。

(6) 設計図書等に対する質問及び回答

設計図書等に対する質問・回答は書面で行うものとし、質問期限及び回答期限は発注概要書に示すとおりとする。

4 入札保証金及び契約保証金

入札説明書に記載のとおりとする。

5 入札書等の提出等

入札説明書に記載のとおりとする。

6 落札者の決定方法

入札説明書に記載のとおりとする。

7 入札の無効

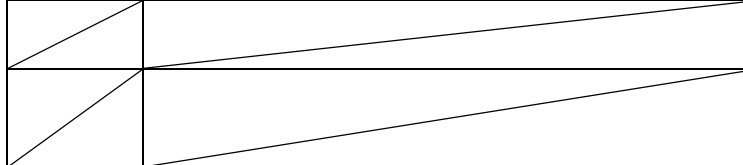
入札説明書に記載のとおりとする。

8 その他

- (1) 入札に関する説明会及び現場説明会は実施しない。
- (2) 入札参加資格に関するヒアリングは実施しない。ただし、必要と認めた場合には説明を求めることがある。
- (3) 履行期限は事情により変更することがある。
- (4) 入札参加者は、設計図書等を熟知し、入札心得及び入札にあたっての留意事項を遵守しなければならない。
- (5) 落札決定通知日は事情により変更することがある。
- (6) 落札決定から契約締結までの間において、落札者が2に掲げる要件を満たさないこととなった場合は、契約担当者は、当該落札者と契約を締結しないことができる。
- (7) 本公告に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令、規則及び入札説明書の定めるところによる。

業務別発注概要書

A 入札参加資格等

委託番号	—			
業務名	各地域振興局建設部サーバ機器賃貸借			
委託箇所	秋田県秋田市			
予定工期	令和13年6月30日まで			
予定価格	公表対象外			
業務概要	サーバ機器 1式			
低入札価格調査制度適用の有無	無			
最低制限価格制度適用の有無	無			
総合評価落札方式適用の有無	無			
入札参加形態	単体			
入 札 参 加 者 の 資 格	秋田県入札制度実施 要綱・有資格者名簿	登録業種	問わない	
		登録部門	問わない	
	法令等の 規定による登録	登録規程等	問わない	
		登録部門	問わない	
		営業所の所在地	本社を秋田県内に有すること	
		県外企業の入札参加	入札参加できない 	
	同種類 業務の実績	実績の有効期間	有効期間を設けない	
		業務の内容	国又は地方公共団体が発注した、当該システム機器等の賃貸借若しくはこれに相当する賃貸借契約を元請として完了させた実績があること。	
		共同企業体出資比率	問わない	
	配置予定 技術者の 資格経歴	管理 技術者	資格要件	配置を求めない
			実績要件	配置を求めない
		照査 技術者	資格要件	配置を求めない
実績要件			配置を求めない	
その他の事項	物品の製造の請負、買入等に係る指名競争入札参加資格の審査要綱に基づいて作成された物品供給業者等登録名簿に入札参加資格があると認められる者として、営業種目「OA機器・通信用機械器具類」に登載されていること。			

業務別発注概要書

B 入札関係書類提出方法等

入札参加資格確認申請書の提出等	提出期間		令和8年4月21日（火）午後3時から 令和8年4月27日（月）午後4時まで
	提出書類等	ア 競争入札参加資格確認申請書（様式第1号） イ 同種又は類似契約の実績（様式第2号）及びその添付書類	
	提出方法・提出先	秋田県電子入札システム 郵送または持参を認められた者	－ 秋田県建設部 技術管理課 積算管理・建設DXチームへ上記全て1部持参または郵送
設計図書等の閲覧期間		令和8年4月21日（火）から 令和8年4月30日（木）まで	
設計図書等に対する質問期限		令和8年4月23日（木）まで	
設計図書等に対する回答期限		令和8年4月24日（金）まで	
入札書の提出期限（郵送の場合）		令和8年4月28日（火）午前9時から 令和8年4月30日（木）午後4時まで	
紙入札者の入札書の提出先		秋田県建設部 技術管理課 積算管理・建設DXチーム	
開札予定時刻		令和8年5月 1日（金）午前10時00分	
落札決定通知日（予定）		令和8年5月 1日（金）	
問い合わせ先	入札に関する事項	機関	秋田県建設部 技術管理課 積算管理・建設DXチーム
		所在	秋田市山王四丁目1-1
		電話	018-860-2432
	設計図書等に関する事項	機関	秋田県建設部 技術管理課 積算管理・建設DXチーム
		所在	秋田市山王四丁目1-1
		電話	018-860-2432
その他の事項			

入札説明書

令和8年4月21日

入札執行者
建設部
技術管理課長

この入札説明書は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、秋田県財務規則（昭和39年規則第4号。以下「財務規則」という。）及び本件調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、秋田県が発注する物品調達に関し、条件付き一般競争入札に参加しようとする者（以下「競争参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない事項を明らかにするものである。

1 入札に付する事項

- (1) 賃貸借事業名
各地域振興局建設部サーバ機器賃貸借
- (2) 借入物品名及び数量
サーバ機器 1式
- (3) 借入物品の仕様等
仕様書のとおり
- (4) 納入期限
令和8年6月24日
- (5) 賃貸借期間
令和8年7月1日から令和13年6月30日まで
- (6) 借入物品の設置場所
仕様書のとおり

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く）でないこと。
- (3) 秋田県税に滞納がない者であること及び社会保険に加入し、かつ社会保険料に未納がない者（適用除外事業所を除く。）であること。
- (4) 本社を秋田県内に有すること。
- (5) 物品の製造の請負、買入等に係る指名競争入札参加資格の審査要綱に基づいて作成された物品供給業者等登録名簿に入札参加資格があると認められる者として、営業種目「OA機器・通信用機械器具類」に登載されていること。
- (6) 国又は地方公共団体が発注した、当該システム機器等の賃貸借若しくはこれに相当する賃貸借契約を元請として完了させた実績があること。

3 交付場所及び期間

本契約に係る仕様書及び金抜き設計書（以下「設計図書等」という。）の閲覧は次により行う。

(1) 設計図書等の交付場所並びに問い合わせ先

本契約に係る設計図書等については、秋田県公式WEBサイト「美の国あきたネット」に掲載する。

郵便番号010-8570 秋田市山王四丁目1-1

秋田県建設部技術管理課積算管理・建設DXチーム（電話 018-860-2432）

(2) 閲覧期間

令和8年4月21日（火）から令和8年4月30日（木）まで。

4 設計図書等に対する質問及び回答

設計図書等に対する質問は令和8年4月23日（木）までに秋田県建設部技術管理課長に書面で行わなければならない。質問書の様式は申請者が任意に作成する。

回答は令和8年4月24日（金）までに書面により行う。

5 入札参加申請及び資格の確認等

(1) 入札に参加しようとするものは、競争入札参加資格確認申請書及び入札しようとするすべての機器等についての、納品物品明細書と機種・型式等の仕様を明確にするカタログ等の資料（以下「入札参加資格確認申請書等」という。）を次により提出しなければならない。

(2) 入札参加資格確認申請書等の提出場所、期間等

1) 期間 令和8年4月21日（火）午後3時から

令和8年4月27日（月）午後4時まで

2) 場所 3(1)の場所

3) 提出部数 1部

4) 原則として直接提出するものとし、やむを得ない場合は郵送によることができる。

(3) 期限までに入札参加資格確認申請書等を提出しない者はこの入札に参加することができない。

(4) 入札参加資格の確認は、開札後に原則として、落札者とするための確認を行う必要がある入札参加者（以下「落札候補者」という。）について行い、その他の者について確認は行わないものとする。

(5) 提出された確認資料は返却しない。

なお、確認資料を公表し、また無断で使用することはしない。

また、確認資料の作成に要する費用は提出者の負担とする。

6 入札及び開札の日時及び場所

(1) 令和8年5月1日（金）午前10時00分

秋田県庁本庁舎6階建設部東会議室

(2) 郵便による入札書の受領期限及び提出場所

期間：令和8年4月28日（火）午前9時から

令和8年4月30日（木）午後4時まで

場所：3(1)に掲げる場所

(3) 入札書の様式

別添入札書の様式とする。

(4) 入札書は、封筒に入れ密封し、その封筒に入札者の法人名等、開札日並びに契約名を記載のうえ、提出すること。

(5) 原則として直接提出するものとし、やむを得ない場合は郵便によることができる。(郵送による場合は二重封筒で、表封筒に「入札書在中」の旨を表記し、中封筒には上記(4)の内容を記載すること。なお、入札執行者あて親展とし、配達証明書付郵便書留により(2)に掲げる日時までに到着すること。)

7 開札の方法等

(1) 開札は、原則として入札者又はその代理人が出席のもで行うものとする。

なお、代理人が入札を行う場合は、別添の委任状を要する。

(2) 入札者又はその代理人が開札場所に入場しようとするときは、入札執行職員に身分証明書等を提示しなければならない。

(3) 財務規則第159条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とする。

(4) 落札候補となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない職員にこれにかわってくじを引かせ、落札者を決定する。

(5) 開札をした場合において、入札金額のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行う。

(6) 入札は原則2回を限度とし、落札者のない場合は入札手続きをやり直すか、又は施行令第167条の2第1項第8号の規定により、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、入札価格の低い者を対象者として、随意契約の交渉を行うことがある。

(7) 開札に立ち会う場所に持参するもの

- ・開札に立ち会う者の身分証明書(運転免許証等)
- ・再度の入札に使用する印鑑(印影の変化する印鑑を除く)
- ・委任状(代表者から入札等に関する委任を受けた者に限る)

(8) 入札書に記入する金額

入札書には、賃貸借期間における月額金額を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札者は、入札者の見積もった月額の入札金額に60を乗じた金額の100分の5以上の金額を開札までに納付しなければならない。ただし、財務規則第160条第2項に定める担

保（銀行振出小切手、銀行保証小切手、国債、秋田県債、郵便貯金銀行の発行する振替払証書、郵便貯金銀行の発行する為替証書）の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

※ 入札開札の前までに、技術管理課立ち会いのもと手続きを行い、入札終了後直ちに還付する。ただし、落札者に対しては、当該契約の締結後に還付する。

(2) 契約保証金

落札者は、月額契約金額に60を乗じた金額の100分の10以上の金額を契約締結までに納付しなければならない。ただし、財務規則第177条第2項に定める担保（銀行振出小切手、銀行保証小切手、国債、秋田県債、郵便貯金銀行の発行する振替払証書、郵便貯金銀行の発行する為替証書）の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。なお、入札保証金を契約保証金に充当することもできる。

(3) 入札保証金、契約保証金の納付を免除される者

ア 入札保証金については、次の①又は②の書類を令和8年4月27日（月）午後4時までに提出し、審査の結果、免除と認められた者

なお、審査について説明を求められた場合は、資料提出者の負担において完全な説明をしなければならない。その結果、免除と認められなかった場合は、技術管理課より通知を发出するものとする。

① 県を被保険者とする入札保証保険契約証書

② 過去2年の間に国又は地方公共団体と1件の契約で当該入札価格に60を乗じた金額の5割を超える、当該システム機器等の賃貸借若しくはこれに相当する賃貸借契約を履行した証として、2件以上の契約書の写し及び履行を確認できる書類（支払通知書の写し等）

イ 契約保証金については、県を被保険者とする履行保証保険契約証書を契約締結までに提出し免除適当と認められた者又は上記②の書類審査の結果、入札保証金を免除適当と認められた者

ウ 審査資料等提出場所

秋田県建設部技術管理課積算管理・建設DXチーム

9 入札書の書き換え等の禁止

入札書の書き換え、引き替え及び撤回はできない。

10 入札の無効

次の各号に該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者のした入札

ア 委任状を持参しない代理人のした入札

イ 入札参加資格確認申請書及び納入物品明細書を提出しないままの入札

ウ 入札公告に定めた資格のない者のした入札

(2) 入札保証金を納付しない者（免除された者を除く）又はその金額に不足のある者のした入札

(3) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札

(4) 同一の入札について2人以上の入札者の代理人となった者の入札

- (5) 談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札
- (6) 入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した入札
- (7) 前各号に定めるほか、入札説明書等で指示した条件に違反すると認められる入札

11 落札候補者の決定方法

- (1) 7 (3) の落札候補者について入札参加資格の確認を行い、資格を有することが確認された場合であって次のいずれにも該当しないときは、当該落札候補者を落札者とする。
 - ① 落札候補者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき
 - ② 落札候補者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるとき
- (2) (1) によっては落札者が決定しなかった場合は、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、入札価格が当該落札候補者の次に低い者(該当する者が2者以上である場合は6(4)の方法により落札候補者を決定する。ただし、当該落札候補者がくじにより決定された者である場合は当該くじの次順位者とする。)を落札候補者とし、(1)の確認等を行うものとする。
- (3) 落札者が決定するまで、上記方法を順次繰り返すものとする。
- (4) 契約担当者は、(1)において入札参加資格を有しないことと決定したときは、資格なしと決定された理由を明らかにした資格確認結果通知書を当該落札候補者に通知するものとする。
- (5) (4)の通知を受けた者は、当該通知の日の翌日から起算して2日(秋田県の休日を含む。以下「休日」という。)を含まない。)以内に、契約担当者に対して書面により資格なしと決定された理由についての説明を請求することができる。なお、(4)の通知を受けた者は、当該請求をしなかった場合にあっては、入札結果の公表が行われた日の翌日から起算して10日(休日を含む。)以内に、契約担当者に対して苦情の申立を行うことができる。
- (6) 落札者となった者は、秋田県に納付(納入)すべき県税に滞納がないことを証する書面及び社会保険料に未納がないことの確認を受けた書面を速やかに提出しなければならない。

12 入札者がくじを引かない場合に代わってくじを引く者

秋田県建設部技術管理課職員

13 契約書の要否 要

14 支払条件

秋田県が行う検査に合格した後、適法な支払請求書に基づいて支払う。

15 その他

- (1) 仕様書の中で、確認書類等の提出を求められている場合は、その指示に従うこと。
- (2) 次の各号に該当する場合は入札に参加しないものと見なす。

- ア 入札保証金の納付手続き又はその免除を受ける手続きがなされない場合。
- イ 期限内に確認書類を提出しなかった場合。
- (3) 当該調達の様式について疑義がある場合は、令和8年4月24日（金）までに技術管理課積算管理・建設DXチームまで文書で提出すること。
- (4) 秋田県から提供を受けた文書、図面、データ等すべて（この入札説明書のほか、追加資料を含む。以下、総じて「秋田県提示資料」という。）について守秘義務を負い、第三者に漏らしてはならず、秋田県提示資料を本件の調達手続き以外の目的（広告、宣伝、販売促進及び広報等を含む。）に使用してはならない。
- (5) この入札にかかる契約は、法第234条の3、施行令第167条の17及び長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成18年秋田県条例第9号）に基づく長期継続契約であるため、契約にかかる金額について翌年度以降、歳入歳出予算の減額又は削除があった場合、契約を解除することがある。この場合において、契約者は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

16 問い合わせ先

照会及び回答は、原則として書面による。

秋田県建設部技術管理課積算管理・建設DXチーム

（電 話 018-860-2432）

（FAX 018-860-3800）